

島根県医療審議会薬事部会の新設について

1. 経緯

R3.3.18 健康福祉部薬事衛生課

(1) 薬機法の改正について

令和元年12月、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)が改正され、令和3年8月から **認定薬局制度** が施行されることとなった。

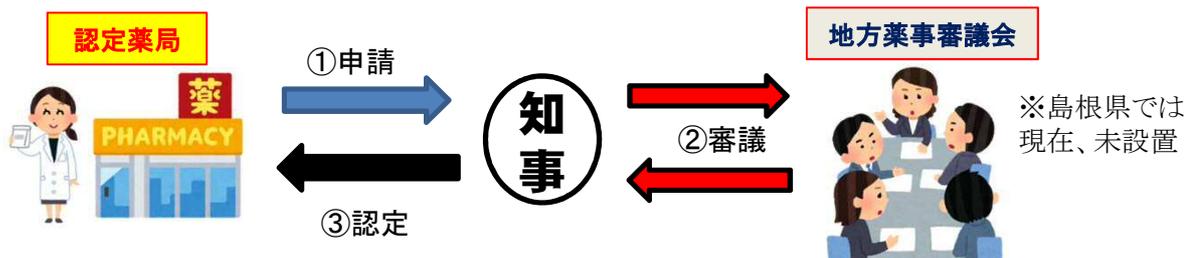
また、あわせて薬機法施行令が改正され、法第3条の規定による **地方薬事審議会** の審議事項として、認定薬局に関する事項が新たに追加された。

(2) 認定薬局とは 特定の機能を有する薬局として **知事が認定**

認定薬局の種類	機能
地域連携薬局	入退院時の医療機関等との情報連携や在宅医療等に一元的・継続的に対応できる薬局
専門医療機関連携薬局	がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局

(3) 地方薬事審議会とは？ ※根拠法令：薬機法第3条、施行令第1条の3

薬事に関する重要事項を審議するために各都道府県に設置することができる。(薬機法第3条) 認定薬局に関する審議を行うこととされている。(施行令第1条の3)

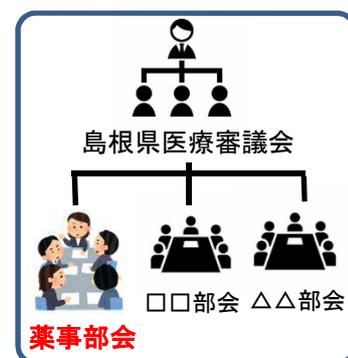


認定薬局制度の施行に向け、地方薬事審議会の新設を検討

2. 薬事部会の設置について

当初は地方薬事審議会を単独で設置することを考えたが、以下の理由から、**島根県医療審議会の中に薬事部会を新設**することを検討する。

- ① 認定薬局の認定にあたっては、「在宅医療」、「地域包括ケア」、「がん対策」などの観点から審議を行うこととなるが、これらは島根県医療審議会の審議事項である「医療提供体制の確保」に関係する事項である。
- ② よって、医療審議会の中に新たに薬事部会を設置し、認定薬局制度の普及推進に向けた審議を行うことで、地方薬事審議会の役割を補完し、薬機法改正に伴う認定薬局制度の施行に対応することとしたい。



3. 薬事部会の構成員について

医療法施行令第5条の21の規定に基づき、審議会の部会に属すべき委員及び専門委員は、審議会の会長が指名する。

具体的には、医療審議会の現委員の中から、部会の審議事項に関する知識経験を有する者を指名するほか、薬事に関する知識経験を有する者として薬事関係団体から適切な者を指名する。

※委員(案)は別紙のとおり